

○品触要綱の制定について

令和3年3月29日

道本捜3第4341号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て

(概要)

本通達は、古物営業法（昭和24年法律第108号）第19条第1項又は質屋営業法（昭和25年法律第158号）第20条第1項の規定により発する品触れについて

- 品触れの実施対象
- 品触れを発する要領
- 都府県警察に対する手配依頼等
- 訂正及び解除の通知

等の必要な事項を定めたものである。